



しあわせ
信州

くらしと 県税

令和5年度
(2023年度)版

はじめに

長野県では、令和5年度～令和9年度を計画期間とする総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～」を策定し、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を基本目標として施策を展開しています。

この基本目標を実現するための施策や取り組みを進めるにあたって、皆様に納めていただく県税は、とても重要な財源として位置づけられています。

この「暮らしと県税」は、長野県の財政状況や県税の仕組みなどについてまとめたものです。この冊子を通じて、県税について、理解を深めていただければ幸いです。

目次

■県の予算と県税収入…………… 1	■その他の県税…………… 10	
■税金の種類…………… 2	・地方消費税	・鉱区税
■暮らしの中の税金…………… 3	・県たばこ税	・固定資産税
■県民税…………… 4	・ゴルフ場利用税	・狩猟税
・個人県民税	・県民税配当割	・軽油引取税
・法人県民税	・県民税株式等譲渡所得割	■納税について…………… 12
・県民税利子割	■延滞金について…………… 12	
■事業税…………… 6	■納税者のための制度…………… 12	
・個人事業税	・法人事業税	■納税カレンダー…………… 13
■不動産に関する県税…………… 7	■長野県の減税制度のご紹介…………… 14	
・不動産取得税	■特別法人事業税について…………… 16	
■自動車に関する県税…………… 8	■eLTAXについて…………… 16	
・自動車税（種別割・環境性能割）	■長野県森林づくり県民税の概要…………… 17	
	■ふるさと信州寄付金…………… 18	

県税についてのお問い合わせは、お気軽に下記の県税事務所または税務課へおたずねください。

名称	所在地	電話	Eメールアドレス	管轄区域
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1	(026) 234-9505 総務課直通	zei-sogo@pref.nagano.lg.jp	長野市、須坂市、中野市、 飯山市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡、下 高井郡、下水内郡
北信事務所	〒383-8515 中野市大字壁田955	(0269) 23-0204 直通	zei-hokushin@pref.nagano.lg.jp	
東信県税事務所	〒385-8533 佐久市跡部65-1	(0267) 63-3135 総務課直通	zei-toshin@pref.nagano.lg.jp	上田市、小諸市、佐久市、 東御市、南佐久郡、北佐 久郡、小県郡
上田事務所	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	(0268) 25-7117 直通	zei-ueda@pref.nagano.lg.jp	
南信県税事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	(0265) 76-6805 総務課直通	zei-nanshin@pref.nagano.lg.jp	岡谷市、飯田市、諏訪市、 伊那市、駒ヶ根市、茅野 市、諏訪郡、上伊那郡、下 伊那郡
諏訪事務所	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10	(0266) 57-2905 直通	zei-suwa@pref.nagano.lg.jp	
飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678	(0265) 53-0405 直通	zei-iida@pref.nagano.lg.jp	
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	(0263) 40-1905 総務課直通	zei-chushin@pref.nagano.lg.jp	松本市、大町市、塩尻市、 安曇野市、木曾郡、東筑 摩郡、北安曇郡
木曾事務所	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	(0264) 25-2216 直通	zei-kiso@pref.nagano.lg.jp	
大町事務所	〒398-8602 大町市大町1058-2	(0261) 23-6505 直通	zei-omachi@pref.nagano.lg.jp	
税務課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	(026) 235-7046 総務係直通	zeimu@pref.nagano.lg.jp	

※県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割についてのお問い合わせは、総合県税事務所へお願いします。



令和5年度版
(2023年度)

暮らしと県税

長野県 総務部 税務課

TEL 026-235-7046 FAX 026-235-7497 ✉ zeimu@pref.nagano.lg.jp
https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/kenze/

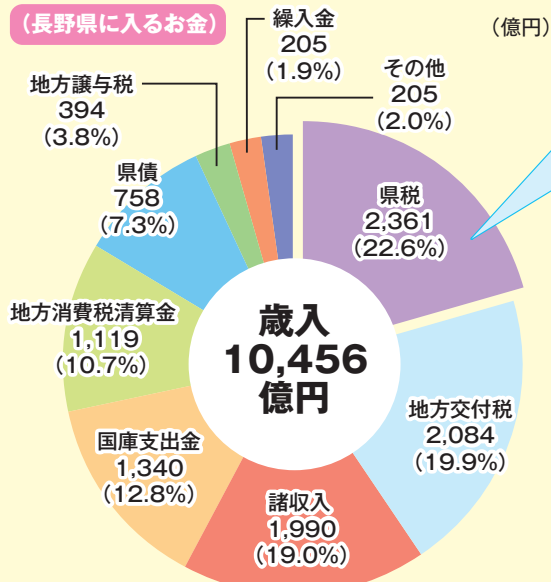
発行/令和5年(2023年)7月

県の予算と県税収入

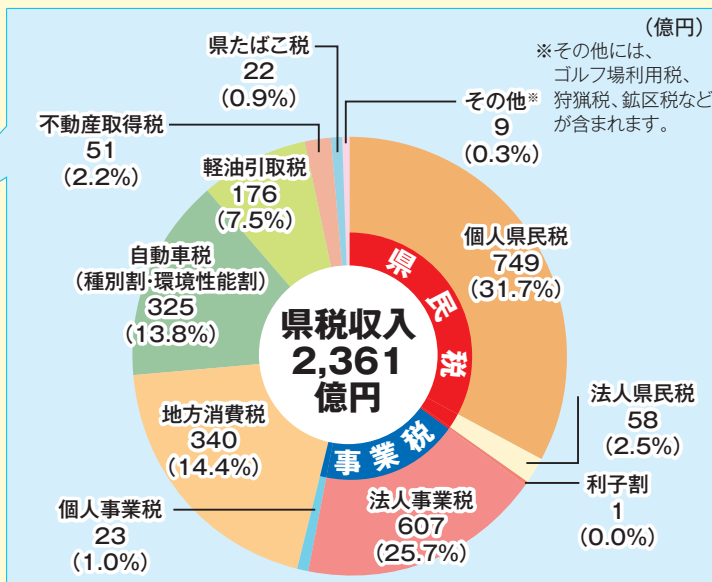
令和5年度の一般会計当初予算の総額は約10,456億円で、前年度当初予算に比べて3.6%、約393億円の減となっています。歳入予算のうち県税収入は約2,361億円で、一般会計の22.6%を占め、教育・社会福祉の充実、道路や河川の整備等、県政を運営する上での重要な財源となっています。

令和5年度歳入予算(当初10,456億円)

(長野県に入るお金)



県税収入予算の内訳(当初2,361億円)

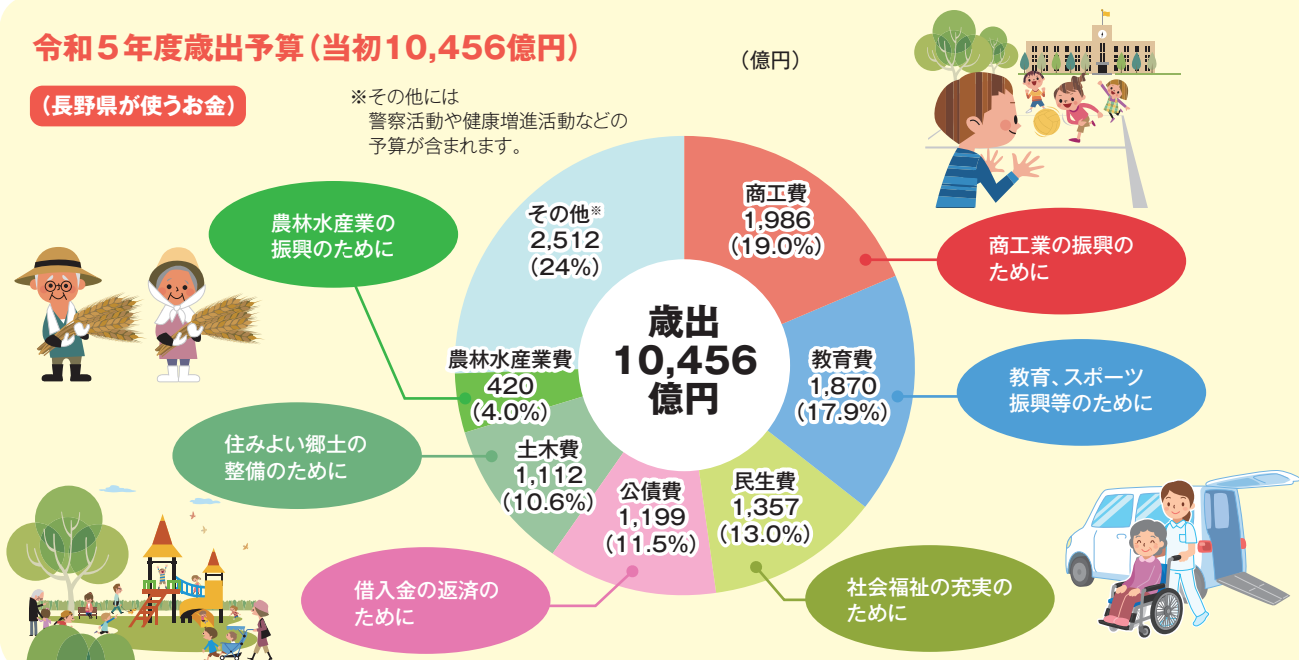


- 地方交付税・・・地方公共団体間の財政格差をなくし、バランスのとれた地方行政が行われるように、国が財源の不足する地方公共団体に対して、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額を人口や面積などにより配分するものです。
- 県債・・・税金や国からの補助金等では不足する財源をまかなうために県が借入れを行うものです。県債を財源とすることのできる事業は学校や公園の建設、災害復旧事業など法律で決められています。
- 国庫支出金・・・地方公共団体が行う社会保障や教育公共事業などの特定の事業に対して国が支出するもので、国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金に分類されます。

令和5年度歳出予算(当初10,456億円)

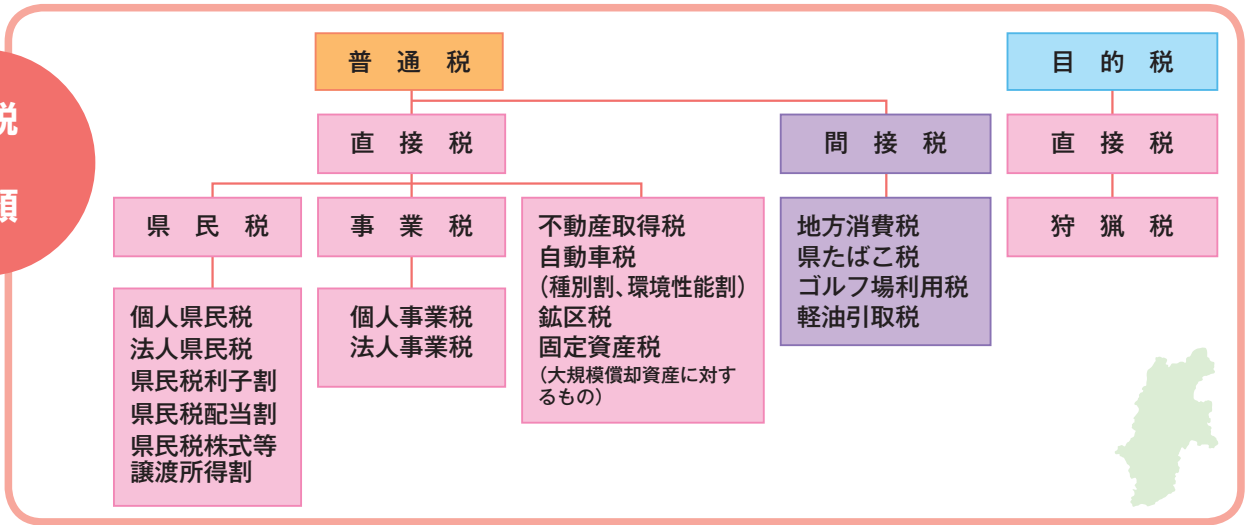
(長野県が使うお金)

※その他には警察活動や健康増進活動などの予算が含まれます。

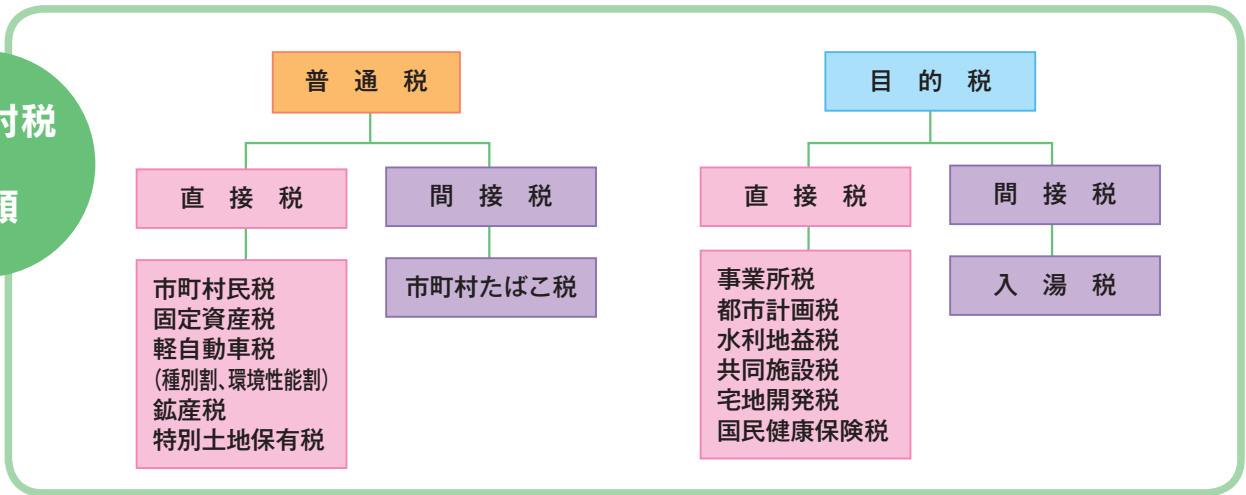


税金の種類

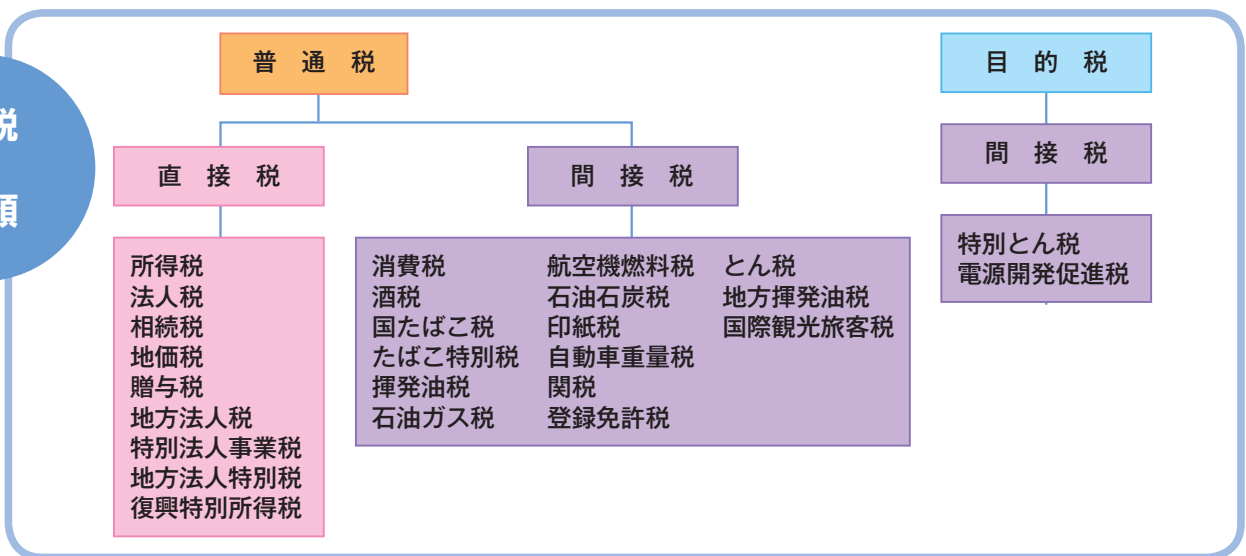
県税の種類



市町村税の種類



国税の種類



- **普通税**…使いみちが特定されていない、一般的な行政経費に充てられる税金です。
- **目的税**…使いみちが特定されている税金です。

- **直接税**…税金を納める人と実際に負担する人が同じ税金です。
- **間接税**…税金を納める人と実際に負担する人が別の税金です。

くらしの中の税金

個人で事業をしている人は、
商売の利益（もうけ）に対して税金がかかります。



会社も、利益（もうけ）に対して税金がかかります。



サラリーマンの税金は、給料から引かれ、
会社が納めます。
(特別徴収の場合)



自動車を持つと税金がかかります。



家や土地を持つと税金がかかります。



物を買うと税金がかかります。



国 税	県 税	市町村税
個人の商売の利益に対してかかる税金		
所得税	個人県民税 個人事業税	個人の 市町村民税
※県や市町村が計算した税金を納めてもらいます。		
会社の利益(もうけ)にかかる税金		
法人税 地方法人税 特別法人事業税 地方法人特別税	法人県民税 法人事業税	法人の 市町村民税
※法人県民税・市町村民税には、会社の利益にかかわらずかかる税金があります(均等割)。		
お給料にかかる税金		
所得税	個人県民税	個人の 市町村民税
自動車にかかる税金		
自動車重量税	自動車税 (種別割、環境性能割)	軽自動車税 (種別割、環境性能割)
燃料にかかる税金		
揮発油税・地方揮発油税 石油石炭税	軽油引取税	
不動産にかかる税金		
登録免許税 印紙税	不動産取得税	固定資産税 都市計画税
※相続や贈与があつた場合には、相続税(国税)や贈与税(国税)がかかります。		
物を買うときにかかる税金		
消費税	地方消費税	



県民税

個人県民税

納める人

毎年1月1日現在で

- 県内に住所がある個人…均等割と所得割
- 県内に事務所（事業所）や家屋敷があり、その所在市町村に住所がない個人…均等割

個人県民税の税額計算などの事務は市町村が行っており、個人市町村民税とあわせて「個人住民税」として納めていただきます。

納める額

区 分	税 額（年額）
均 等 割	2,000円*
所 得 割	課税所得金額の4%

※均等割の税額は、東日本大震災の集中復興期間（平成23年度～平成27年度）に地方自治体が緊急に実施する防災・減災施策の財源を確保するため、平成26年度から10年間、標準税率（1,000円）に500円が加算されます。また、県内の森林整備を目的に、平成20年度から令和9年度までの間、「長野県森林づくり県民税」（17ページ）として500円が加算されます。

法人県民税

納める人

- 県内に事務所（事業所）がある法人…均等割と法人税割
- 県内に事務所（事業所）はないが、保養所等がある法人…均等割
- 県内に事務所（事業所）があり、収益事業を行う人格のない社団等又は公益法人等…均等割と法人税割

納める額

区分	法人の区分	税 額（年額）*2
均等割	・ 公共法人及び公益法人等（均等割を課することができない法人を除く） ・ 人格のない社団等（収益事業を行うものに限る） ・ 一般社団法人及び一般財団法人 ・ 資本金の額又は出資金の額がない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・ 資本金等の額*1が1千万円以下の法人	21,000円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	52,500円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	136,500円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	567,000円
	資本金等の額が50億円を超える法人	840,000円

※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度では、資本金等の額が、「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、その合計額となります。

※2 県内の森林整備を目的に、平成20年4月1日から令和10年3月31日の間に開始する事業年度について、「長野県森林づくり県民税」（17ページ）として超過課税分（均等割の5%）を加算した金額です。

区分	法人の区分	税 率	
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ法人税額が1千万円以下の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%
	上記以外の法人	法人税額の4.0%	法人税額の1.8%



県民税利子割

納める人

県内の金融機関等から利子等の支払いを受ける個人
 ※法人に対する利子等に係る県民税は、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等から廃止されました。
 (利子等を支払う金融機関等がその支払いの際に税金を徴収し、県に納めます。)

納める額

税 額	支払いを受ける利子等の額の5%
-----	-----------------

※次のような非課税制度があります。

対 象	種 類	非課税限度額	内 容
身体障害者手帳等の交付を受けている人、寡婦年金の受給者等	マル優	元本合計350万円までの利子等	預貯金、合同運用信託など
給与所得者	財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	両貯蓄の元本合計550万円までの利子等	5年以上定期に給与天引預入により積み立てるもの
その他所得税において非課税とされる利子等			

※県民税利子割の税収のうち、59.4%が市町村に交付されます。

県民税配当割

納める人

県内に住所があり、特定配当等の支払いを受ける個人
 (特定配当等を支払う株式会社等がその支払いの際に税金を徴収し、県に納めます。)

特定配当等とは…

- 上場株式等の配当等（個人の大口株主分を除きます）
- 公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等

納める額

税 額	特定配当等の額の5%
-----	------------

※県民税配当割の税収のうち59.4%が市町村に交付されます。
 ※源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座をいいます。）を通じて支払いを受ける配当等については、その口座内の上場株式等の年間の譲渡損失の金額があるときは、その損失金額と損益を通算し、証券会社等が年間分を一括して県に納めます。
 ※非課税口座内・未成年者口座内の少額上場株式等の配当等は非課税となります（NISA・ジュニアNISA・つみたてNISA）。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

県内に住所があり、証券会社等から株式等の譲渡益等の支払いを受ける個人
 (株式等の譲渡益等を支払う証券会社等が、その支払いの際に税金を徴収し、源泉徴収口座内の年間の損益を通算し、年間分を一括して県に納めます。)

譲渡益等とは…

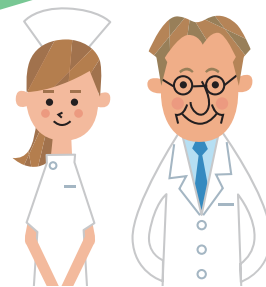
- 源泉徴収口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡益
- 源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

納める額

税 額	上場株式等の譲渡益等の額の5%
-----	-----------------

※県民税株式等譲渡所得割の税収のうち59.4%が市町村に交付されます。
 ※非課税口座内・未成年者口座内の少額上場株式等の譲渡益等は非課税となります（NISA・ジュニアNISA・つみたてNISA）。

事業税



個人事業税

納める人 県内に事務所（事業所）があり、事業を行う個人

納める額

区分	事業の種類	
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業、飲食店業等の37業種	課税所得金額の5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	課税所得金額の4%
第3種事業	医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、理容業、美容業等の28業種	課税所得金額の5%
	あんま・はり・きゅう等の事業、装飾師業	課税所得金額の3%

※課税所得金額＝事業から生じる所得＋青色申告特別控除－各種控除－事業主控除（年290万円）

法人事業税

納める人

- 県内に事務所（事業所）があり、事業を行う法人
- 県内に事務所（事業所）があり、収益事業を行う人格のない社団等又は公益法人等

納める額

◎ 所得金額を課税の基礎とする法人

法人の種類	所得の区分	税率		
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
普通法人 (収益事業を行う人格のない社団等又は公益法人等を含む)	所得のうち年400万円以下の金額	所得の3.5%		
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	所得の5.3%		
	所得のうち年800万円を超える金額	所得の7.0%		
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3つ以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人の所得	所得の7.0%		
普通法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人：外形標準課税法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	所得の0.4%	所得の1.0%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	所得の0.7%	
		所得のうち年800万円を超える金額	所得の1.0%	
		3つ以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人の所得	所得の1.0%	
	付加価値割	付加価値額の1.2%		
資本割	資本金等の額の0.5%			
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	所得の3.5%		
	所得のうち年400万円を超える金額	所得の4.9%		
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3つ以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人の所得	所得の4.9%		

◎ 収入金額を課税の基礎とする法人

法人の種類	区分	税率	
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給事業を除く）・ガス供給業及び保険業を行う法人 ^{※1}	収入割	収入金額の1.0%	
電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給事業 ^{※2} ）を行う法人	収入割	収入金額の1.0%	収入金額の0.75%
		—	付加価値額の0.37%
	付加価値割	—	資本金等の額の0.15%
		—	—
資本割	収入割	収入金額の1.0%	収入金額の0.75%
	所得割	—	所得の1.85%

※1 一定のガス製造事業（特定ガス供給業）を行う法人については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、収入割の他、付加価値割と資本割が課されます。

※2 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が課されます。

不動産に関する県税

不動産取得税

納める人 土地や家屋の売買、交換、贈与などによる取得者や、家屋の建築（新築、増築、改築）による取得者（登記の有無、有償・無償は問いません。）

納める額 課税標準額 × 税率

【課税標準額】	土地や家屋を売買、交換、贈与などにより取得したとき →原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている評価額*
	家屋を建築（新築、増築、改築）により取得したとき →固定資産評価基準により算出した評価額

※令和6年3月31日までに取得した宅地及び宅地比準土地の課税標準額は、評価額の2分の1に軽減されます。



【税率】	土 地	家 屋
	3%	住 宅 3% 住宅以外 4%

令和6年3月31日までに不動産を取得した場合の税率です。

住宅用不動産の税の軽減制度の概要

一定の要件に該当する場合は税額等が軽減されます。

① 住 宅

種 別	控除（減額）額
○住宅の建築（新築、増築、改築） ○新築未使用住宅の購入	一戸について1,200万円（上限） ※認定長期優良住宅である場合は、一戸について1,300万円（上限） (住宅の評価額－控除額) × 3% = 納める額
中古住宅の取得	一戸について新築日に応じた次の額（上限） 「家屋が新築された日」 「控除額」 S56.7.1～S60.6.30 420万円 S60.7.1～H元.3.31 450万円 H元.4.1～H9.3.31 1,000万円 H9.4.1～ 1,200万円 (住宅の評価額－控除額) × 3% = 納める額
	一戸について新築日に応じた次の「控除額」に相当する税額を減額 「家屋が新築された日」 「控除額」 S29.7.1～S38.12.31 100万円 S39.1.1～S47.12.31 150万円 S48.1.1～S50.12.31 230万円 S51.1.1～S56.6.30 350万円 S56.7.1～S60.6.30 420万円 当初税額－(上記控除額×3%) = 納める額

② 住宅用土地

減額される額
次のA・Bいずれか大きい額
A 45,000円
B $\text{土地 } 1 \text{ m}^2 \text{ 当りの課税標準額となる価格} \times \text{住宅の床面積の } 2 \text{ 倍 (200m}^2 \text{ を限度)} \times 3\%$
当初税額－減額される額＝納める額

※軽減の要件その他不明な点については、取得不動産の所在地を管轄する県税事務所にお問い合わせください。
※「認定長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、所管行政庁の認定を受けた住宅です。（平成21年6月4日から令和6年3月31日までに取得した場合に限る。）

*** 不動産取得税と固定資産税 ***

新築等の家屋の場合、不動産取得税と固定資産税の税額を算出するための評価額は、決定する時期が異なるため、それぞれ次のとおりとなります。

《不動産取得税》 ⇒ 取得（新築等）時の評価額

《固定資産税》 ⇒ 取得（新築等）の翌年の1月1日現在の評価額

（経過年数に応じた減価（新築等の翌年は1年分）や積雪等による損耗を考慮した額）

自動車に関する県税

自動車税種別割

納める人

自動車（軽自動車、二輪車などを除く。）の所有者
ただし、割賦販売契約により購入した場合等で、売主が所有権を留保しているときは、買主である使用者
※軽自動車などは市町村税となります。

納める額

自動車の種類や総排気量などによって決まっています。
例えば、自家用乗用車の主な年税額は次のとおりです。

区 分	令和元年9月30日以前に初回新規登録	令和元年10月1日以後に初回新規登録
総排気量1,000cc以下	29,500円	25,000円
総排気量1,000ccを超え1,500cc以下	34,500円	30,500円
総排気量1,500ccを超え2,000cc以下	39,500円	36,000円
総排気量2,000ccを超え2,500cc以下	45,000円	43,500円
総排気量2,500ccを超え3,000cc以下	51,000円	50,000円
総排気量3,000ccを超え3,500cc以下	58,000円	57,000円
総排気量3,500ccを超え4,000cc以下	66,500円	65,500円

※年度の中で新規登録、抹消登録を行ったときには、月割の税額となります。

こんなときは運輸支局で必要な手続きを！

- 住所や姓が変わったとき……………忘れずに住所変更等の手続きをしましょう。
- 車を売ったり、買ったりしたとき……………必ず名義変更の手続きをしましょう。
- 車が古くなったりして、使わないとき……………早めに抹消の手続きをしましょう。

これらの手続きをしないと、納税通知書などが届かなかったり、いつまでも登録名義人の方に課税されます。

手続きの詳細については、
長野ナンバー 北陸信越運輸局長野運輸支局登録部門……電話 050-5540-2042
運輸支局へ 松本ナンバー] 長野運輸支局松本自動車検査登録事務所…電話 050-5540-2043
お問い合わせください。 諏訪ナンバー

自動車税種別割のグリーン化税制について

● 目 的

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の自動車税種別割を減額し、初回新規登録（初度登録）から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の自動車税種別割を増額する、グリーン化税制を全国一斉に行っています。

I 環境負荷の小さい自動車

環境性能の優れた一定の要件を満たすものについては、初回新規登録年度の翌年度のみ次のとおり自動車税種別割が減額されます。

対 象 自 動 車	減額率	初回新規登録年度→減額年度
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車※	概ね 75%	●2022年度登録 →2023年度に減額 ●2023年度登録 →2024年度に減額

※ 排出ガス性能が平成30年排ガス規制適合又はポスト新長期規制からNOx10%低減のものに限ります。

II 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定年数（ディーゼル車は11年、ガソリン車・LPG車は13年）を経過した自動車については、その翌年度から次のとおり自動車税種別割が増額されます。

対象自動車		増額割合	
		バス・トラック	左記以外
ガソリン車・LPG車	初回新規登録から13年を経過した自動車（平成22年3月以前の登録）	概ね10%	概ね15%
ディーゼル車	初回新規登録から11年を経過した自動車（平成24年3月以前の登録）		

※電気自動車、一定の天然ガス・メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は増額対象外です。

自動車税環境性能割

納める人

自動車（軽自動車、二輪車などを除く。）の取得者
ただし、割賦販売契約により購入した場合等で、売主が所有権を留保しているときは、買主である使用者

納める額

自動車の通常の取得価額（課税標準額） × 税率

車種	税率
自家用自動車	非課税・1%・2%・3%
営業用自動車	非課税・0.5%・1%・2%

※新車・中古車は問いません。

※自動車の通常の取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

※環境性能（燃費性能）に応じて税率が決まります。詳しくは下表をご覧ください。

自動車税環境性能割の税率表

自家用乗用車の場合、令和5年度の自動車税環境性能割の税率は次のとおりです。

車種	基準	R5.4.1~R5.12.31		R6.1.1~	税率区分
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド車	H30排出ガス基準又はH21年排出ガス基準10%低減達成（天然ガス自動車のみ）				非課税
	・ガソリン車 ・ハイブリッド車 ・LPG車	H17年排出ガス基準75%低減 又は H30年排出ガス基準50%低減	R12年度燃費基準 85%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	R12年度燃費基準 80%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	非課税
			R12年度燃費基準 75%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	R12年度燃費基準 80%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	1%
			R12年度燃費基準 60%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	R12年度燃費基準 70%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	2%
上記以外の乗用車				3%	
・ディーゼル車	H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準適合	R12年度燃費基準 60%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	R12年度燃費基準 85%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	非課税	
			R12年度燃費基準 80%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	1% （R6.1.1~）	
			R12年度燃費基準 70%以上 達成車（R2年度燃費達成車に限る）	2% （R6.1.1~）	
	上記以外の乗用車				3%

身体障がい者等の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が所有する自動車（知的障がい者、精神障がい者及び18歳未満の身体障がい者の場合は、生計を一にする方が所有する自動車を含む。）で、一定の要件を満たす場合には、申請により当該自動車に係る自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税環境性能割が減免されます。申請手続き等については、最寄りの県税事務所又は県庁税務課にお問い合わせください。

その他の県税

地方消費税

納める人

物品の販売やサービスの提供を行った事業者
(事業者の販売する物品やサービスの価格に転嫁されるため、最終的には消費者の負担となります。)

納める額

区 分	地方消費税		消費税(国税)と合わせ 消費者が負担する率
	税 額	商品やサービスの価格に対する率	
平成26年3月31日まで	消費税額の 25/100	1%	5%
平成26年4月1日から	〃 17/63	1.7%	8%
令和元年10月1日から	〃 22/78	標準税率	2.2%
		軽減税率(※)	1.76%

※対象品目：酒類及び外食を除く飲食物品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
地方消費税の収入額の2分の1は、市町村に交付されます。
平成26年4月1日からの引上げ分の税収は、全て社会保障の財源に充てられ、社会保障の充実・安定化のために使われます。

県たばこ税

納める人

卸売業者等
(たばこの小売価格に含まれているので、最終的にはたばこの消費者の負担となります。)

納める額

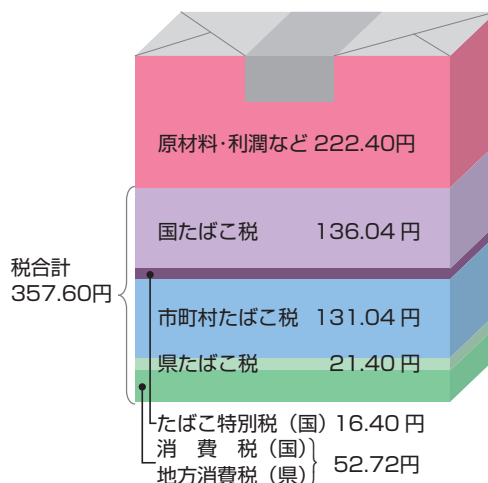
区 分	税 額
一般の紙巻たばこ※1	1千本につき 1,070円
加熱式たばこ※2	銘柄毎に決定
その他の製造たばこ (葉巻・パイプなど)※3	重量を紙巻たばこの本数に換算

- ※1 メビウス、マールポロ、セブンスターなど
- ※2 マールポロヒートスティックなど加熱式たばこは、銘柄毎に葉たばこ等の重さ(重量の要素)と、小売定価(価格の要素)から税額が決定されます。
- ※3 軽量の葉巻たばこ(1本1グラム未満)は、1本を紙巻たばこ1本に換算します。

たばこは地元で買きましょう!

たばこ税は、たばこを買った場所の所在する県や市町村の収入となって、みなさんの暮らしに役立てられます。

定価580円(20本入り)の
紙巻たばこに
県たばこ税は……………約**21**円



ゴルフ場利用税

納める人

ゴルフ場の利用者(ゴルフ場の経営者が、ゴルフ場の利用者から利用料金と合わせて受け取り、県に納めます。)

納める額

税 額
1人1日につき500円~1,200円

- ※県に納められた額の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。
- ※18歳未満の方、70歳以上の方、障がい者の方、学校の教育活動としてゴルフを行う学生等は、申出により非課税となります。

軽油引取税

納める人

軽油を購入した人
(ガソリンスタンドなどの経営者(特約業者・元売業者)が、
軽油代金と合わせて受け取り、県に納めます。)

納める額

税 額	1リットルにつき32円10銭
-----	----------------

〈課税免除〉

農業、林業、鉱物の掘採事業など法令で定める用途に使用される軽油は課税が免除されます。申請手続き等については、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

ながのけん不正軽油ホットライン

ディーゼル車の燃料である軽油に灯油や重油を混ぜ、販売・消費することは脱税行為にあたります。

このような情報がありましたら、ご連絡ください。

フリーダイヤル

 0120-940-050

(平日の9時～17時まで)

鉱 区 税

納める人 県内に鉱区をもっている鉱業権者

納める額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額	
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	鉱区面積100アールごとに	年200円
	採掘鉱区	鉱区面積100アールごとに	年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河床に存するもの	河床延長1,000mごとに	年600円
	その他のもの	鉱区面積100アールごとに	年200円

※石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記金額の2/3です。

固定資産税

納める人 大規模償却資産の所有者

※大規模償却資産とは、ひとりの納税義務者が一つの市町村内に所有する償却資産(土地及び家屋以外の事業用資産)で、その価額の合計額が一定額を超えるものをいいます。

納める額

税 額	償却資産の価額の合計額の1.4%(市町村が課税できる金額を超える部分に限ります。)
-----	---

狩 猟 税

鳥獣の保護及び狩猟に関する費用に充てられます。

納める人 狩猟者の登録を受ける人

納める額

種 別	免許の種類	税 率
1 県民税の所得割額の納付を要する人及びその人の同一生計配偶者又は扶養親族	第一種銃猟	16,500円
	網猟又はわな猟	8,200円
2 県民税の所得割額の納付を要しない人及びその人の同一生計配偶者又は扶養親族	第一種銃猟	11,000円
	3 1の人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農業、水産業又は林業に従事している人	網猟又はわな猟
		第二種銃猟

※対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が、狩猟者の登録を受ける場合は、課税されません。


※狩猟者の登録前1年以内に許可捕獲を行った者が狩猟者の登録を受ける場合は、上記税率の2分の1の税率が適用されます。

◆納税について◆

○キャッシュレスによる納税方法

方 法	詳 細	
スマートフォンアプリ	PayPay、auPAY、楽天ペイ、d払いなど 納付可能なアプリは「地方税お支払サイト」をご確認ください。(金融機関の窓口やコンビニエンスストア等の店頭ではスマートフォンアプリによる納付ができません)	
地方税お支払サイト	クレジットカード	「地方税お支払サイト」から納付
	インターネットバンキング	「地方税お支払サイト」から、インターネットバンキングを利用している金融機関のwebサイトに移動して納付
	ペイジー	「地方税お支払サイト」で発行されたペイジー納付用の番号を利用し、インターネットバンキングやATMから納付 (県が指定する金融機関ではペイジー番号を直接入力して納付ができます)
口座振替(自動車税種別割及び個人事業税のみ)	指定口座から引落し	
地方税共通納税システム(法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人事業税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割)	eLTAXに対応したソフトウェア(PCdeskなど)から	

○その他の納税窓口

名 称	
	【コンビニエンスストア】 ※1回の納付は30万円まで セブン-イレブン、ローソン、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、MMK設置店、セイコーマート、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、タイエー、ハセガワストア、ニューヤマザキデイリーストア、ローソンストア100、ハマナスクラブ
金融機関等	<全国の金融機関> みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行・郵便局 など 詳細はこちらへ→ 
	<県内にある本支店がある金融機関> 八十二銀行、長野銀行、信用金庫、長野県信用農業協同組合(長野県JAバンク) など
	【長野県各県税事務所】

◆県税を納期限までに納めないと「延滞金」が加算されます◆

延滞金の率

納期限の翌日から1か月を経過する日まで……………年2.4%
 その後、納税の日まで……………年8.7%
 (この年率は、毎年変わります。)

◆納税者のための制度◆

納期限等の延長

災害やその他やむを得ない理由により納期限までに納税や申告ができないと認められるときには、その期限が延長されることがあります。

徴収の猶予

災害(震災や風水害、火災等)や盗難、本人や家族の病気や負傷などで納税が困難なときは、1年以内(事情により最長2年以内)の期間、徴収が猶予されることがあります。

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、納税について誠実な意思を有するときは、納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内(事情により最長2年以内)の期間、滞納処分による財産の換価の猶予が認められることがあります。

県税の減免

災害やその他特別の事情があるときは、税金の一部又は全額が減免されることがあります。

審査請求

県税の課税・徴収の処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、県知事に対して書面で「審査請求」をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく管轄の県税事務所を経由して、提出してください。

❖令和5年度 納税カレンダー❖

	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3	
県税		自動車税 種別割 鉦区税 【5/31】			個人事業税 (第1期分) 【8/31】			個人事業税 (第2期分) 【11/30】		県民税株式等 譲渡所得割の 申告納入 【1/10】			
国税				所得税 予定納税 (第1期分) 【7/31】				所得税 予定納税 (第2期分) 【11/30】			所得税 確定申告納付 【2/16~3/15】		
市町村税	固定資産税 都市計画税 (第1期分)	軽自動車税 種別割	個人住民税 (第1期分)		固定資産税 都市計画税 (第2期分)		個人住民税 (第3期分)			個人住民税 (第4期分)	個人住民税の申告 【2/16~3/15】	固定資産税 都市計画税 (第4期分)	事業所税 (個人) 【~3/15】

※市町村税は各市町村によって納期が異なりますので、必ずしもこのカレンダーと同じにはなりません。

また、申告や納付期限が土曜日または休日にあたる場合は、これらの日の翌日とその期限になります。

上記のほか、次の納期のものがあります。

	毎月	随時
県税	県民税利子割・県民税配当割 【納期限：翌月10日】 【納税者：特別徴収義務者（金融機関等）】 県たばこ税 【納期限：翌月末日】 【納税者：卸売販売業者等】 ゴルフ場利用税 【納期限：翌月20日】 【納税者：特別徴収義務者（ゴルフ場経営者）】 軽油引取税 【納期限：翌月末日】 【納税者：特別徴収義務者（ガソリンスタンド経営者等）】	法人県民税・法人事業税 【納期限：事業年度終了後2か月以内】 地方消費税（法人事業者） 【納期限：事業年度終了後2か月以内】 ※消費税と合わせて税務署に申告納付 不動産取得税 【納期限：納税通知書に記載された期日】 自動車税環境性能割 【納期限：自動車の登録・届出時】 狩猟税 【納期限：登録時】
国税	所得税（源泉徴収） 【毎月の給与から天引き】	法人税 【納期限：事業年度終了後2か月以内】 地方法人税 【納期限：事業年度終了後2か月以内】 特別法人事業税 【納期限：事業年度終了後2か月以内】 ※法人事業税（県税）とともに納税 相続税 【納期限：相続開始を知った日の翌日から10か月以内】 消費税（法人事業者） 【納期限：事業年度終了後2か月以内】
市町村税	個人住民税（特別徴収） 【毎月の給与から天引き】	法人市町村民税 【納期限：事業年度終了後2か月以内】 事業所税 【納期限：事業年度終了後2か月以内】 軽自動車税環境性能割 【納期限：軽自動車の登録・届出時】

長野県の減税制度のご紹介

長野県では、以下のような減税制度を設けています。



創業等応援減税を実施しています

創業等を応援します

法人の創業（設立）・新規開業

- **税 目**：法人事業税（「特別法人事業税」は対象となりません。）
- **対 象**：**創 業**・県内で新たに設立した資本金1千万円以下の中小法人（事業開始後5年未満の個人（設 立）事業者が、令和4年4月1日以後に中小法人を設立した場合も含みます。）に対し、設立から5年を経過する日の属する事業年度までを課税免除します。
 - ・新たに設立したNPO法人に対し、設立から5年を経過する日の属する事業年度までを課税免除します。**新規開業**・県外で事業を営んでいる者が、県内に新たに中小法人（資本金1千万円以下）を設立した場合又は県内に事務所・事業所を有しない中小法人が県内に本社移転した場合を対象とし、設立・本社移転から5年を経過する日の属する事業年度までを課税免除します。

● **内 容**：

創業等から3期目又は4期目まで	全額免除*
以後5期目又は6期目まで	2/3～1/3を免除*

※令和4年4月1日以後に創業又は新規開業した場合で、所得が年1億円を超えるときは、1億円を上限とします。

● **実施期間**：平成25年4月1日～令和7年3月31日

障がい者の雇用を応援します

● **税 目**：法人事業税（「特別法人事業税」は対象となりません。）／個人事業税

● **対 象**

平成31年3月31日までに雇用した場合	新たに障がい者を雇用した事業者（ただし、法定雇用率が適用される事業者にあつては法定雇用率を達成していること）に対し、新たに障がい者を雇用した日の属する事業年度又は年から3年間（対象者を雇用している日の属する事業年度又は年分に限る）減税します。
平成31年4月1日以降に雇用した場合	常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者で、新たに障がい者を雇用した事業者（ただし、法定雇用率が適用される事業者にあつては法定雇用率を達成していること）に対し、新たに障がい者を雇用した日から起算して3月を経過する日の属する事業年度又は年から3年間（対象者を雇用している日の属する事業年度又は年分に限る）減税します。

● **内 容**

平成31年3月31日までに雇用した場合	通常の税率に1/2を乗じた率で税額を算定（減税限度額は30万円）
平成31年4月1日以降に雇用した場合	通常の税率に1/10を乗じた率で税額を算定（減税限度額は雇用した障がい者数に応じて50・75・100万円のいずれか）

● **実施期間**：平成25年4月1日～令和7年3月31日



NPO 法人の活動を支援します

税 目	対 象	内 容
法人県民税 (均等割)	NPO法人設立から5年を経過する日の属する事業年度までの間で収益事業が赤字の場合	均等割を減免
不動産取得税	NPO法人設立後5年以内に本来の事業用の不動産を取得した場合	全額を課税免除
自動車税環境性能割	NPO法人設立後5年以内に本来の事業用の自動車を無償で取得した場合	全額を課税免除

消防団活動に協力している事業所等を支援します

税 目	対 象	内 容
法人事業税	平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度で、要件を満たすこととなった日の属するものに係る事業税	通常の税率に 1/2を乗じた 率で税額を算定 (減税額は10万円を限度)
個人事業税	平成22年度分から令和6年度分までの事業税に係る所得で、要件を満たすこととなった日の属するものに係る事業税	

〈主な要件〉

- ① 「消防団協力事業所表示制度」を導入している市町村に所在するすべての事業所が同制度により消防団協力事業所に認定されていること
- ② 消防団員が下記の規定数以上であること（事業主及び常勤の役員も含む）
 - ・資本金の額又は出資金の額が3千万以下の法人又は個人事業主：2人以上
 - ・資本金の額又は出資金の額が3千万を超え、1億円以下の法人：3人以上
 - ・資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人：5人以上
- ③ 県内に所在するすべての事業所が就業規則等に消防団員が消防団活動を行なうことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載していること
 ※平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始した事業年度については、資本金の額又は出資金の額が3千万円以下の中小法人が対象となります。

特別法人事業税(国税)について

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、地方法人課税における新たな偏在是正措置として、消費税率10%時において復元される法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税とするものです。その収入額に相当する額が特別法人事業譲与税として、都道府県に譲与されます。

納める人 法人事業税（所得割又は収入割）を納める法人^{※1}

納める額

区 分	税 率	
	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度	令和2年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人の所得割額	所得割額の260%	
外形標準課税法人以外の 普通法人の所得割額	〃 37%	
所得金額課税となる 特別法人の所得割額	〃 34.5%	
収入金額課税法人 ^{※2} (下記以外)の収入割額	収入割額の30%	
収入金額課税法人（発電・ 小売電気事業及び特定卸 供給事業 ^{※3} ）の収入割額	収入割額の30%	収入割額の40%

※1 特別法人事業税は、法人事業税とあわせて申告納付することになります。

※2 一定のガス製造事業（特定ガス供給業）を行う法人については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から異なる税率が課されます。

※3 特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が課されます。

eLTAXについて



地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税、金融機関等が納入申告する利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告、電子申請・届出、電子納税を行うことができます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

利用できる手続き

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の電子申告、電子申請・届出、電子納税等

ご利用にあたって

電子証明書[※]を取得し、利用届出を行ってください。
[※]税理士に申告書等の作成・送信を依頼している場合は不要です。

お問い合わせ先

◎ホームページ URL：<https://www.eltax.lta.go.jp>
 ◎よくある質問 URL：<https://eltax.custhelp.com/>



eLTAX

検索

長野県 森林づくり県民税の概要



1 目的

先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源は、水源涵養や土砂災害の防止などの多面的な機能を有する私たちの貴重な財産です。

こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成20年度から「長野県森林づくり県民税」(通称：森林税)を導入し、里山の整備を中心とした森林づくりに取り組んでいます。

令和5年度から、これまでの里山整備に加え、森林の若返りの促進、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくりなど森林税の成果を身近に感じていただけるよう取り組んでいきます。

2 活用事業

※【 】は令和5年度当初予算のうち森林づくり県民税基金活用分

(1) 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり 【2億4,180万円】

- ・主伐・再造林を促進し若い森林への更新を加速化
- ・土砂災害や流木被害等を防止するための里山の間伐等の整備を支援

(2) 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり 【1億2,939万円】

- ・県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくりを支援
- ・広く県民が利用する施設や子どもの居場所の木造・木質化を推進
- ・信州やまほいく認定園のフィールド整備を支援

(3) 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援 【3,959万3千円】

- ・健康・観光・教育などに森林を活用する「森林サービス産業」に取り組む団体等を支援、森林セラピー・エコツーリズム等に携わる人材の育成を支援
- ・人材の裾野拡大、他産業との兼業や季節的な雇用など多様な林業の担い手確保・育成を支援

(4) 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決 【2億588万7千円】

- ・地域において必要度の高い事業をメニュー化して支援（ライフライン等保全対策や観光地の景観整備、緩衝帯の整備、森林病虫害被害対策）

(5) 森林づくりを推進するための普及啓発、森林税事業の評価・検証 【820万円】

3 税制度の仕組み

課税方式	個人県民税及び法人県民税(※)の均等割の超過(上乘せ)課税方式
納税義務者	(個人)・県内にお住まいの方 ・お住まいの市区町村以外に家屋敷または事務所等を県内にお持ちの方(県内にお住まいの方が、住所地以外の県内の市町村に家屋敷等をお持ちの場合は、それぞれの市町村に納めていただきます。) 約112万人 (法人)・県内に事務所等を有する法人 約5万2千法人
超過税額	(個人) 年額 500円 (法人) 年額 現行の均等割額の5%相当額 資本金等の額に応じて、1,000円から40,000円
実施期間	(個人) 平成20年度から令和9年度までの各年度分 (法人) 平成20年4月1日から令和10年3月31日の間に開始する各事業年度分

※県民税については、4ページをご覧ください。

ふるさと信州寄付金

長野県では、県が取り組むさまざまな事業にご支援いただく「ふるさと信州寄付金」を設けています。お寄せいただいた寄付金については、ふるさと納税制度による税制上の優遇措置が適用されます。多くのみなさまからのご支援をお待ちしております。

ふるさと信州寄付金の主な活用先

本県では、次の事業に重点的に寄付金を活用していきます。

脱炭素社会構築、自然・環境保全

例：
・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及拡大
・希少動植物の保護
・登山道など自然公園施設を整備 等

移住・交流促進、観光

例：
・「信州回帰プロジェクト」の推進
・ユニバーサルツーリズム、サイクルツーリズムを推進
・山岳遭難救助隊の装備を高度化 等

教育・人づくり

例：
・「特徴ある学び」を支援
・高校生の海外短期留学を支援
・未来の冬季スポーツアスリートを発掘・育成 等

産業振興

例：
・IT人材・IT企業の県内誘致を促進
・県産品の情報発信や国内外での販路開拓を支援 等

防災・減災対策

例：
・令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨災害、令和3年8月・9月の大雨災害を踏まえた防災・減災対策 等

子ども・若者応援

例：
・妊娠から子育てまで切れ目のない支援
・困難を抱える子どもたちを支援 等

ふるさと納税制度とは？

「ふるさと納税制度」とは、県や市町村へ寄付を行った方の確定申告により、所得税及びお住まいの市区町村へ納める住民税から、寄付金分を差し引くという制度です。

所得税は寄付を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄付を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。（「ワンストップ特例制度」*の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます）

*「ワンストップ特例制度」…確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合に限りふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる制度です。（平成27年4月1日以降のふるさと納税から適用）



2,000円を超え、住民税のおおむね2割までの寄付金については、住民税（翌年度分）と所得税と合わせて全額が控除され、新たな負担とはなりません。

寄付の方法

●詳細については、長野県直営共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」（<https://www.gachi-naga.jp/>）をご覧ください。ふるさと信州寄付金事務局（026-235-7061）までお問い合わせください。

ガチなが

検索

- インターネットでのお申込み：上記サイトでの受付の他、以下2サイトで受付中です。
 - ・ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」（<https://www.satofull.jp/pref-nagano/>）
 - ・「三越伊勢丹ふるさと納税」（<https://mifurusato.jp/j/200000.html>）
- 書面でのお申込み：「寄付金申出書」をふるさと信州寄付金事務局（長野県庁総務部税務課内）あて提出ください。※申出書様式は上記受付サイトからダウンロードいただけます。もしくは事務局までご連絡ください。

お問い合わせ先

「ふるさと信州寄付金」事務局（長野県総務部税務課総務係）
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
電話：026-235-7061（直通） FAX：026-235-7497
電子メール：furusato-kifu@pref.nagano.lg.jp